

公益社団法人徳島県看護協会細則

第1章 総則

(目的)

第1条 この細則は、公益社団法人徳島県看護協会（以下「本会」という。）の運営に必要な事項を定める。

第2章 会員

(入会の手続き)

第2条 正会員になろうとするものは、本会並びに公益社団法人日本看護協会の指定する手続きにより入会申込書を会長に提出しなければならない。

2 会長は、入会の申し込みを受けた場合、申込者について資格要件を満たしていることを確認した上で、細則第5条、第6条に定める入会金および当該年度の会費の受領により、正会員名簿に登録しなければならない。

3 正会員の会員としての資格は正会員名簿に記載された日から、取得するものとする。

4 定款第9条の規定により除名された者は、総会におけるすべての会員の3分の2以上の同意がなければ、再び正会員になることはできない。

(退会の手続き)

第3条 正会員が退会しようとするときは、退会届（様式1）により会長に届け出なければならない。

2 前項の届出により正会員の身分を喪失した者は、速やかに会員証を返却しなければならない。

3 第1項の申し込みを受けたときは、本会は当該正会員について正会員名簿の登録を抹消しなければならない。

(住所及び勤務地の変更届け)

第4条 会員は、本会に登録した住所又は勤務地が変更となる場合には、会長が別定めるところにより変更を届け出なければならない。

第3章 会費

(入会金)

第5条 正会員の入会金は20,000円とする。ただし、再入会金は、10,000円とする。（未加入期間が3年未満は再入会としない。）

(会費)

第6条 会費は、1箇年10,000円とする。

2 定款第5条第1項第2号に定める名誉会員については、会費は免除するものとする。

(納付期日)

第7条 正会員は、本会の指定する日までに翌年度分の会費を前納しなければならない。ただし、新入会並びに再入会についてはこの限りではない。

第4章 総会

(開催期日)

第8条 通常総会は毎年5月に開催する。ただし、やむを得ない事情のある場合は、理事会の決議により4月又は6月に変更することができる。

(総会運営規則)

第9条 総会の運営に関し必要な事項は、理事会において別に定める総会運営規則によるものとする。

第5章 選挙

(役員)

第10条 役員は理事10名以上19名以内、監事2名以上3名以内とする。

- 2 監事は本会の事業運営に精通した者2名以内、会計制度等に精通した者1名以内を選出するものとする。
- 3 第1項に規定する理事の数、並びに監事の数の内、それぞれ1名は外部理事、外部監事とする。

(役員を選出)

第10条の2 役員(前条第2項に規定する会計制度等に精通した者から選出する監事を除く。)は、総会において正会員が選出する。

- 2 会長、第2副会長、常任理事を含む理事の半数は奇数年次(西暦)に、第1副会長、専務理事を含む理事の半数は偶数年次(西暦)に開催される通常総会において選出する。
- 3 監事のうち1名は奇数年次(西暦)に、他は偶数年次(西暦)に開催される通常総会において選出する。

(推薦委員選挙)

第11条 推薦委員会の委員は、総会において出席会員が選挙する。

(選挙管理委員会)

第12条 議長は、総会において正会員の中から次年度における選挙管理委員10名(保健師2, 助産師2, 看護師6)を定めなければならない。

(役員候補者)

第13条 役員に立候補しようとする者は、正会員10名以上の推薦を受けて選挙管理委員会に通常総会の2箇月前までに届けなければならない。

- 2 推薦委員会は、正会員の中から同一役職について改選数以上の候補者を推薦するものとし、その推薦名簿を通常総会の2箇月前までに選挙管理委員会に送付しなければならない。
- 3 選挙管理委員会は、前2項の役員の推薦名簿と立候補者名を通常総会の2週間前までに会員に発表しなければならない。

(候補者の推薦)

第14条 投票開始前に、推薦委員会は候補者を発表する。

- 2 前項のほか出席会員は議場において候補者を推薦することができる。ただし、本人の承諾を得なければならない。

(投票時間)

第15条 選挙管理委員会は、投票開始及び終了時間を定める。

(投票形式)

第16条 役員選任決議の採決は、記号を用い連記無記名で行う。

- 2 前項の投票は、定数に満たない記号数の票も有効とする。

(選挙の成立)

第17条 投票総数のうち半数以上が有効投票でなければ、選挙は成立しない。

(当選)

第18条 最多数の者より員数の枠に達するまでの者を当選人とする。なお、得票数が同じであるときは議長がくじでこれを決める。

(選挙規程)

第19条 選挙に関し必要な事項は、法令並びに定款及びこの細則に定めるもののほか、理事会の決議により別に定める。

第6章 会長候補者の選出等

(会長候補者等の選出方法)

第20条 総会は、定款第23条3項に基づき、会長候補者及び副会長候補者を選出することができる。

2 専務理事および常任理事は、理事のうちから会長が推薦し、理事会で選定する。

第7章 理事会

(議長)

第21条 理事会の議長は、会長がこれにあたる。ただし、会長に事故ある時、又は特別の利害関係を有するときは、あらかじめ理事会において定めた理事がこれにあたる。

(理事会運営規則)

第22条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令並びに定款及びこの細則に定めるもののほか、理事会の決議により別に定める理事会運営規則によるものとする。

第8章 委員会

(職能委員会)

第23条 本会に次の職能委員会をおく。

- (1) 保健師職能委員会
- (2) 助産師職能委員会
- (3) 看護師職能委員会

2 保健師職能委員会は保健師で、助産師職能委員会は助産師で、看護師職能委員会は看護師及び准看護師で構成する。

3 職能委員会は、それぞれ職能上の問題を審議し、理事会に助言する。

4 職能委員会は、職能集会を開催し、又は専門的事項について事業が必要な場合は、理事会の承認を得て実施することができる。

5 職能委員会の委員は、理事を含めて6名以上とし、保健師、助産師、看護師及び准看護師で構成する。委員は、理事会において選任する。任期は1期を2年とし上限を3期6年とする。再任は妨げない。

6 理事を除いた職能委員のうち半数は奇数年次（西暦）、他は偶数年次（西暦）に選任する。

7 職能委員長は、日本看護協会の開催する全国職能委員長会に出席するものとする。

(職能委員会以外の委員会)

第24条 本会に次の委員会をおく。

- (1) 社会経済福祉委員会
- (2) 教育委員会
- (3) 学会委員会
- (4) 広報出版委員会
- (5) 推薦委員会

2 前項の各号に掲げる委員会の外に会長が必要と認めるときは、特別委員会を置くことができる。

(構成及び任命)

第25条 委員会の委員は、各職能から選び、定められた数によって構成する。各委員は、理事会の意見を聞き会長が任命する。

2 推薦委員会の委員は第11条の規定による。

3 委員長は、委員の互選による。

(委員の任期及び任務)

第26条 委員の任期は2年とする。委員のうち半数は奇数年次（西暦）、他は偶数年次（西暦）に選出し、再任は妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、推薦委員は再任できない。

3 委員長は、委員会を招集し、理事会より要求のあるときは理事会に出席して報告しなければならない。

(委員会運営規則)

第27条 委員会に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第9章 支部

(支部の設置)

第28条 本会に次の支部を置く。

- (1) 徳島支部Ⅰ
- (2) 徳島支部Ⅱ
- (3) 徳島支部Ⅲ
- (4) 阿南・美波支部
- (5) 吉野川支部
- (6) 美馬・三好支部

2 支部は、地域住民の健康増進、福祉の向上をはかるために必要な事項をあずかる。

3 支部長は、理事の中から会長が推薦し理事会で選任する。

4 支部に委員を置くことができる。

5 支部の活動に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第10章 公益社団法人日本看護協会との関係

(法人及び正会員)

第29条 本会は、総会の決議により日本看護協会の法人会員となるものとする。

(代議員)

第30条 日本看護協会代議員の員数は、前々年度12月末日現在の会費納入者数を基準とし、日本看護協会で決定された数とする。

2 代議員定数のうち、看護師2名、保健師、助産師、准看護師から各1名は最低選出するものとする。これを超える代議員の選出については、職種を問わないものとする。

3 代議員候補者の推薦は、推薦委員会が行い、本会の通常総会において選出する。

4 代議員が、やむをえない理由により総会に出席できないときは、あらかじめ選出している当該代議員の予備代議員の中から優先順に選出する。

5 代議員は、日本看護協会の総会に出席し、選挙権及び議決権を行使する。任期は1箇年とする。

(予備代議員の選出)

第31条 予備代議員は、前条1項の規定により通知された代議員数と同数以上の員数を選出する。

2 前条2項並びに3項の規定は、予備代議員についても準用する。

3 任期は1箇年とする。

第11章 会計

(会計処理規程)

第32条 本会の会計は、理事会において別に定める会計処理規定によりこれを処理する。

第12章 事務局

(職員)

第33条 本会の事務を処理するため、職員及び嘱託職員（常勤及び非常勤職員を含む。以下同じ。）を置く。

(職務分掌)

第34条 職員の職務分掌については、理事会の決議により別に定める。

(給与等)

第35条 職員及び嘱託職員の就業及び給与に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(組織及び運営)

第36条 事務局に、役員（常勤および非常勤）を置くことができる。

2 事務局の組織及び運営に関し必要な事項については、理事会の決議により別に定める。

第13章 補則

(細則の変更)

第37条 この細則を変更しようとするときは、理事会の決議による。ただし、細則第3章第5条第1項「入会金」、第6条第1項「会費」の額を変更しようとするときは、総会の決議を得なければならない。

附 則

1 この細則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2 この細則は、平成27年8月1日から施行する。

3 この細則は、平成29年11月1日から施行する。

4 この細則は、令和7年6月21日から施行する。ただし、第10条第1項及び第3項は令和8年度改選役員の選出に係る事項から適用する。